

令和7年度の主な税制改正について

令和7年度の税制改正大綱が令和6年12月20日に発表されました。

税制改正大綱とは、各省庁や各種団体から提出された税制改正の要望をとりまとめ、今後の税制改正の基礎となる案です。必ずしも大綱のとおりには改正されるとは限りませんが、今回は公表された大綱の中から注目すべき項目のいくつかを紹介していきたいと思います。



個人所得課税及び住民税の改正

⑤ 基礎控除及び給与所得控除の引上げ

所得税では、収入や所得から一定額を差し引く「控除」の仕組みがあり、給与を得て働く人は「基礎控除」の48万円と「給与所得控除」の55万円を合わせた103万円を年収が超えると所得税が生じます。「年収103万円の壁」といわれるものです。

その103万円の控除額を123万円に引上げることが明記されました。

引上げの内容は、所得税の基礎控除を現在の48万円から58万円に、また、給与所得控除は年収が低い層に適用される「最低保証額」を今の55万円から65万円に引上げます。

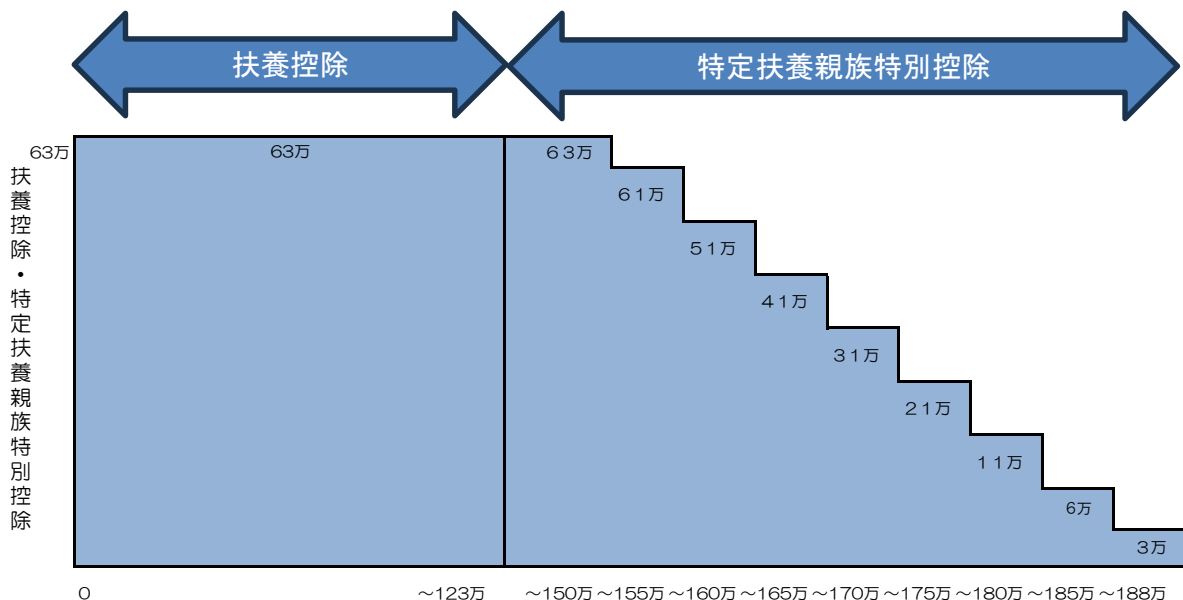
住民税の給与所得控除額も所得税と同様に「最低保証額」を10万円引上げて65万円とします。

⑤ 特定親族特別控除の新設

大学生のアルバイト収入などが原因で、親が受けられる扶養控除が制限される問題を改善するため、特定親族特別控除の制度が設けられます。

この控除の対象となるのは19歳以上23歳未満で、親などと同一生計で扶養している親族です。親元から離れている大学生でも、学費や生活費の援助を受けている場合は「同一生計」とみなされます。

ただし、扶養控除の対象となる親族の所得は123万円以下となります。それを超えた場合、特定親族特別控除が適用されることになります。配偶者や青色事業専従者は、控除の対象外とされています。



特定扶養親族の給与収入

⑤ iDeCo掛金を所得から控除する措置 限度額を引上げ

公的年金に上乗せする個人型の確定拠出年金=iDeCoは、掛け金を所得から控除=差し引くことができる優遇措置が設けられていますが、その限度を引上げます。

勤務先の企業年金に加入している会社員の場合、現在はiDeCo自体の掛金は月額2万円を上限として企業年金との掛金の合計が5万5000円に達するまでが限度となっています。この合計の限度額を7,000円引上げ、6万2000円とします。

一方、企業年金がない会社員のiDeCoの掛金上限額は現在2万3000円ですがこれを6万2000円に、自営業などの場合は国民年金基金の掛金との合計額が6万8000円でしたが7000円引上げで7万5000円とします。

⑥ 「生命保険料控除」2026年に子育て世帯の遺族の保障上限額を6万円に拡充へ

生命保険の支払額の一部を所得税の課税対象から差し引く「生命保険料控除」について子育て世帯の遺族保障の枠の上限額を4万円から6万円に拡充する処置を2026年に実施することも盛り込まれました。

⑦ 中小企業の法人税率の優遇措置2年間延長

大企業の法人税の税率23.2%に対して、中小企業には所得のうち800万円までの分を15%に低く抑えている優遇措置が設けられています。

これを2026年度末まで2年間延長します。

ご不明点等ございましたら、担当者までお問い合わせくださいませ。